

新型コロナウイルス感染症の診療について（令和2年2月20日）

厚労省の通達により、新型コロナウイルス感染症を疑われる方の受診は、病院が直接お受けすることはできません。

診療を希望される方は、まず県及び新潟市の保健所が設置している「帰国者・接触者相談センター」に、ご相談いただき、診療可能な医療施設で受診調整を行うこととなっております。

新型コロナウイルス感染症について受診、相談の目安や、各地域の「帰国者・接触者相談センター」の連絡先は新潟県のホームページ（下記リンク）などをご確認下さい。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/corona-center.html>

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

新潟市民病院感染制御室